

男鹿市移住活動支援補助金交付要綱

（目的）

第1条 この告示は、移住希望者が本市を訪れる際の交通費の一部を補助することにより、より多くの移住希望者が実際に市内各地域を体験し、理解を深めることで、本市への移住及び定住を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 本市への移住を希望又は検討している個人をいう。
- (2) 移住活動 移住希望者による市内での移住の実現に向けた暮らし体験、下見等の行為をいう。
- (3) 補助対象事業 男鹿市移住活動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる移住活動をいう。

（交付の対象及び交付額等）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、秋田県外に居住する移住希望者とする。

2 補助対象事業は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 本市へ移住相談を行い、その案内、指導、助言等の下で実施されること。
- (2) 宿泊を伴う行程の場合は、市内宿泊施設を利用すること。ただし、市内宿泊施設を利用しない場合であっても、市内に居住する親族宅へ宿泊する場合は認めるものとする。
- (3) 移住に直接関係する行程が、全行程の過半を占めること。

3 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 居住地から本市への移住活動のための往復交通費で、移住希望者及びその世帯員が公共交通機関（タクシーを除く。）を利用した実費、高速道路の利用料金及び別表1に定める自家用車等利用旅費の合計とする。ただし、当該経費に対し、他の補助金等を受けている場合又は受ける予定の場合は、交付の対象としない。
- (2) 本市内で営業する事業所から借り上げるレンタカーの利用料金とする。ただし、燃料費を除く。

4 補助金の交付額は、前項の経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、往復交通費の上限額を2万円とし、レンタカー利用料金の上限額を5,000円とする。

5 同一の移住希望者及びその世帯員に対する補助金の交付は、同一年度につき1回までとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業実施の7日前までに事業実施計画書(様式第1号)を市長に提出するとともに、補助対象事業の完了から30日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、補助金交付申請書(様式第2号)に、市長が別に定める書類を添えて提出しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、その決定した内容及びこれに付された条件を通知する。

(補助金の交付)

第6条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 補助金は、精算払により交付する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 男鹿市移住活動支援補助金交付要綱(平成29年10月20日施行)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。